

国保だより

3 すべての人に
健康と福祉を



◎ジェネリック医薬品について

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、最初に作られた薬（先発医薬品：新薬）の特許期間満了後に、同じ有効成分を含み、用法、効能・効果が同等の医薬品として申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売された新薬より安価な薬です。ジェネリック医薬品を利用することで自己負担を減らすとともに、医療費節約で医療保険制度の安定につながります。

令和6年10月から医薬品の自己負担の新たな仕組みとして長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品のこと）の選定療養について、特別の料金がかかります。

※ジェネリック医薬品を利用するときは、医師や薬剤師にその旨を伝え、説明をよく聞きましょう。

◎マイナ保険証で薬剤情報が閲覧できます

マイナポータルから令和3年9月以降に保険医療機関・保険薬局で調剤されたお薬に関する情報が閲覧できます。また、ジェネリック医薬品へ切り替えた場合の削減可能額などもわかります。

現在ご使用中のお薬はもちろん、過去に使用されたお薬の情報が記録されているので、いつでもお薬に関する情報を容易に確認することができます。

初めて受診する保険医療機関・保険薬局でもマイナ保険証を受付のカードリーダーに提示していただくことで、医師や薬剤師が過去のデータを確認することができるため、より良い医療が受けられます。

◎マイナ保険証で医療費控除が簡単にできます

令和3年分の申告から、マイナポータルと連携することにより、医療費通知情報の取得、確定申告書への自動入力を行うことができます。医療費通知情報については、毎年2月中旬以降、前年分の情報を取得できます。

領収書を保管・提出する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続きができます。

◎産前産後期間の保険税減額について

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援の観点から、国民健康保険に加入している被保険者で出産される人は、申請により出産前後の一定期間相当分の保険税を減額します。

対象者 国民健康保険被保険者で、出産の日が令和5年11月1日以降の人

減額対象の保険税 出産される人の産前産後期間の所得割額および均等割額

減額期間 出産（予定）日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は、出産（予定）日が属する月の3か月前から6か月間）を対象に、国民健康保険税を減額します。

	【軽減期間】 色のついた部分が軽減期間						
	3か月前	2か月前	1か月前		1か月後	2か月後	3か月後
単胎妊娠の人				出産（予定）日			
多胎妊娠の人				出産（予定）日			

申請時に持参するもの

- ①被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせ
- ②世帯主および出産する（された）被保険者の個人番号カード（マイナンバーカード）
- ③本人確認できるもの（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）
- ④出産（予定）日、単胎妊娠または多胎妊娠の別を確認することができる書類（母子健康手帳）

◎マイナ保険証をぜひご利用ください！

マイナ保険証には、次の3つのメリットがあります。

- ①医療費を節約できます。
- ②よりよい医療が受けられます。
- ③手続きなしで高額医療の限度額を超えた支払を免除されます。

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368